

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

水戸 警察 署 長 殿

1. 保管場所である土地・建物の両方が自己所有である場合は両方に 印
2. 保管場所の土地のみ自己所有の場合には土地に 印
3. 保管場所である建物が住居と一体（インナーガレージ等）の場合には建物に 印

申請日を記入

平成 27年 5月 24日

〒 (310-1234)

住所 水戸市 町2-3-5

(029) 243局 1234番

氏名 茨城 一郎

茨城

押印は三文判

- 備考
1. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に をつけてください。
 2. 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は両方）に をつけてください。